

サプライヤーガイドライン



Bestform



VANITY FAIR. JERZEES.

アセスメント：FOTL、第三者監査会社、またはその他のビジネスパートナーが、工場が特定の要件を満たしているかどうかを判断し、不備や懸念のある領域を特定するプロセス。

改善計画（CAP）：ソーシャル・コンプライアンスやセキュリティ・アセスメント・レポートの指摘事項を改善するための方法を詳述した行動計画。CAPには、各指摘事項、指摘事項の根本的な原因、改善に必要なアクション、責任者、最終期限日時、およびアクション完了のステータスが含まれます。

工場：サプライチェーンの任意の段階で、商品が生産されたり、倉庫保管されたりする物理的な場所。

公正労働協会（「Fair Labor Association、FLA」）：世界中の工場や農場で労働に従事する何百万人もの人々が、労働に対して構成な報酬を受け、健康、安全、福祉におけるリスクから確実に保護されるよう協力し合う企業、大学、市民社会組織の国際ネットワークです。

国際労働機関（「International Labour Organization、ILO」）：国連加盟国の政府、雇用者、労働者が一体となり、労働基準の設定、政策の策定、あらゆる人々のためにディーセントワーク（権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事）を推進するプログラムを考案する国連唯一の三者構成機関。

下請け業者：Fruit of the Loom（またはその関連会社）の発注書を発行したサプライヤー以外の業者で、当社製品生産に直接関わるサプライヤーのプロセスを請け負う。下請け加工の例には、裁断、縫製、またはその後の作業（例：刺繍、プリント、ブランド入り完成品の洗いなど）がある。

サプライチェーン：製品の生産と販売（サプライヤーからメーカーへの原料支給から、最終顧客への最終発送に至るまで）に携わる個人、組織、供給源、活動および技術のネットワーク。

Fruit of the Loom およびその関連会社（以下、総称して Fruit of the Loom または FOTL）では、環境への影響とビジネスのニーズ、当社のサプライチェーンに関わる人々、そして事業を運営する地域社会のバランスを取りながら、社会的に責任あるやり方での事業運営を保証することに責任を持ちます。当社は社会的責任を共有するサプライヤーを選択し、持続可能なサプライチェーンを実現するために力を合わせます。

行動規範は、倫理的かつ合法的なビジネス慣行確立のための出発点であるばかりでなく、人権や環境への気遣いでもあります。FOTL 行動規範に対するサプライヤーの遵守度は、第三者監査会社によって定期的に監査されます。サプライヤーには、自身の操業に関して常時、透明性が求められます。

当社は継続的な改善を行える環境を促進しており、改善が必要な状況が生じた場合にはサポートいたします。当社は、ビジネスと人々のニーズに見合うサプライチェーン内で協力し、共有環境への影響を最小限に抑えるような方法で操業すべきと考えます。

この『サプライヤーガイドライン』は、直接 Fruit of the Loom のために、またはその関連会社のために、当社ブランド製品の生産に携わる工場に対して、Fruit of the Loom が期待するソーシャル・コンプライアンスの概要説明の資料として使用してください。

この文書で使用されるチェックマーク記号は、特定の行動が求められることを強調しています。

行動規範

FOTL では、最高水準の企業倫理と人権および環境の尊重に則り事業を遂行することに尽力しています。当社製品を供給する請負業者、下請け業者、ライセンサーその他の指定ビジネスパートナー等の全工場においても、同じコミットメントを求めています。サプライヤーの行動規範は、当社のサプライヤーがこのコミットメントを確実に果たすための基準を示すもので、ILO の基本条約の原則と FLA 職場行動規範に基づいています。



工場は、FOTL の行動規範を、外国人労働者を含む各従業員が理解できる言語で掲示する必要があります。工場内で従業員や訪問者が見やすい場所に掲示してください。そのサイズは、11×17 インチ または A3 サイズとします。すべての従業員に対して毎年 FOTL の行動規範トレーニングを実施し、FOTL から求められた場合はその記録を送信してください。FOTL は、サプライヤー管理チームを対象に行動規範のトレーニングを実施します。

テロ行為防止のための米国税関産業界提携（C-TPAT）

米国政府は、テロから貿易ルートを保護し、米国国境を守るために C-TPAT プログラム を策定しました。当社では、テロリスト、テロリストの武器や材料、およびその他の禁制品が当社のサプライチェーンに紛れ込まないようにするために努力しています。また、製品および材料の改ざん、紛失、盗難に対しても同様です。



これらの取り組みの一環として、米国向け出荷を行うサプライヤーについては、次の要件に注意してください：

- 米国向け出荷を行うすべてのサプライヤーは、毎年 FOTL の C-TPAT セキュリティ・ワークブック（以下 C-TPAT セキュリティ・アンケート）に記入する必要があります。
- 米国向け出荷を行うすべてのサプライヤーは、C-TPAT 認定の ISO 17712:2013 高セキュリティシールを使用する必要があります。
- 米国向け出荷を行うすべてのサプライヤーは、第三者の監査会社を実施するセキュリティ・アセスメントを受ける必要があります。この要件のコンプライアンスには、SCAN または WRAP のセキュリティ・アセスメントの使用が認められます。
- 米国税関は、米国向け出荷を行うサプライヤーを任意に選び、セキュリティ対策が万全かどうかを評価します。

紛争鉱物

2012年8月22日、米国証券取引委員会は、ドッド・フランク法（ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法）のセクション 1502 により、公開会社またはその株式発行人に対し、コンゴ民主共和国（DRC）またはその隣接国（DRC とともに、「対象国」）原産の紛争鉱物を使用した場合、その開示を求めることを最終規則として採用しました。セクション 1502 の「紛争鉱物」には、タンタル（コロバイト-タンタライトから抽出）、スズ（錫石から抽出）、タングステン（鉄重石から抽出）、および金が含まれます。対象国には、DRC および DRC に隣接するアンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビアの各国が含まれます。



この規則は、2013年1月31日以降に生産されたすべての製品に適用されます。



紛争鉱物の特定とその使用を米国政府に報告する目的で、新規サプライヤーおよびライセンシーはそれぞれ、FOTL が Excel 形式で配布する紛争鉱物アンケート（以下、紛争鉱物アンケート）に記入し、各サプライチェーンの評価を受ける必要があります。新しい紛争鉱物アンケートに回答してもらうために、サプライヤーおよびライセンシーが定期的選ばれます。このアンケートへの記入は、過去のアンケートの全回答の精度および完全性の承認と確認を行ううえでも役に立ちます。加えて、すべてのサプライヤーとライセンシーに対し、常に各自のサプライチェーンを確認し、紛争鉱物の使用が判明した場合や紛争鉱物アンケートに正しくまたは完全に回答できないような任意の事態が発生した場合は、速やかに当社に通知することを求めます。

強制労働

Fruit of the Loom は強制労働を使用してはなりません。これには、サプライチェーンにおける囚人労働、奴隷労働、または労働者に不利益な契約が含まれるが、これらに限定されません。FOTL の行動規範では、サプライヤーは各自のサプライチェーンを監視し、各自工場および当該サプライチェーン内の工場が強制労働または人身売買に関与しないための措置を講じる必要があります。FOTL のすべてのサプライヤー、請負業者、下請け業者、ライセンシー、およびその他の指名ビジネスパートナーは、各自のサプライチェーンで強制労働および人身売買を禁じ、求めに応じてコンプライアンス活動の証拠を提供する必要があります。追加のガイダンスとして、FOTL のすべてのサプライヤー、請負業者、下請け業者、ライセンシー、およびその他の指定ビジネスパートナーに以下が適用されます。

- 囚人労働、奴隷労働または労働者に不利益な契約労働を使用してはならない。
- 労働者は、採用または就職あっせんを理由に第三者または雇用主に借金をしてはならない。
- 労働者は、募集中、派遣中、または雇用の継続のために、雇用関連費用に伴う手数料、税金、手付金、または保証金等の支払を一切行ってはならない。これには、所得税控除、社会保険、または政府当局によって法的に定められているその他の同様の源泉徴収は含まれない。支払が禁止されている手数料の例：人材斡旋会社に対する料金/手数料、法的に定められている医療検査または免疫、パスポート、就労ビザ/許可、渡航、ID バッジまたはタイムカード、公証人またはその他の法定料金。
- 現在の雇用条件は、採用時に署名した契約書に準拠していること。
- 海外からの移民労働者には、居住地を変更する前に基本的な雇用条件を知らせておくこと。
- 労働者本人から書面で許可を与えられていても、人材斡旋・派遣会社または工場が本人確認書類の原本および金銭を管理または保留してはいけない。
- 労働者に、工場が手配する住宅に住むように強いてはいけない。
- 労働者は、就労時間後、および無給の休憩時間中に工場から退出することを制限してはならない。
- 残業を強制してはいけない。
- サプライチェーンで強制労働および人身売買が利用されていないことを確認するために、強制労働に関する方針および手続きが文書化され実施されていること。
- 強制労働に関する方針および手続きの見直しと更新が毎年行われること。
- 強制労働の事例の記録、および綿の原産地の記録（該当する場合）を保管すること。
- 従業員を対象に（監督者を含めて）、強制労働に関連してそれぞれの職務に適用される手続きが改定された時点で、強制労働に関する方針や手続きのトレーニングを実施し、トレーニング記録を保管すること。

ウズベキスタンとトルクメニスタンの綿



ウズベキスタンとトルクメニスタンで生産される綿は、国家が支援する強制労働によって収穫されていることが知られています。児童労働および強制労働の慣行は、当社の行動規範に対するゼロトレランス（容認不可）の違反であり、どのような状況下でも容認されることはありません。人権尊重を公約する会社として、当社では、すべてのビジネスパートナーに対し、直接・間接を問わずウズベキスタンまたはトルクメニスタンから綿の購入を控えることを要求します。また、いかなる FOTL 製品の生産にあたって、ウズベキスタンまたはトルクメニスタンから綿を使用するサプライヤーからの糸および織物の調達を控えることを要求します。さらに、当社のビジネスパートナーに対して、FOTL のために生産される全製品に使用される綿の原産地を特定する記録を保管することを要求するとともに、アセスメント中に記録を提供できるようにすることを要求します。

当社は、この非常に重要な問題について常に最新情報を入手するために尽力します。この方針への違反が判明した場合は、適宜改善していただきます。場合によっては最終的に当社とのビジネス関係を打ち切ることもあります。

北朝鮮の労働者

米国の法律、敵対者に対する制裁措置法（CAATSA）では、いくつかの例外を除き、北朝鮮の国民または住民によって全部または一部が採掘、生産、または製造された重要な商品を米国に持ち込むことを禁じています。当社のサプライヤーおよびライセンシーは、各自の生産現場およびサプライチェーンで強制労働が使用されていないこと、および当社の書面による許可がない限り、北朝鮮の住民または国民が生産およびサプライチェーンで使用されていないことを確認する責任があります。これには、すべてのライセンシー、およびすべてのサプライヤー（原料から最終工程まで）が含まれます。

中国の新疆ウイグル自治区（XUAR）

XUAR で人権侵害や強制労働が横行しているとの申し立てを受けて、米国議会は 2020 年に成立したウイグル人権政策法を改正し、ウイグル強制労働防止法（UFLPA）を可決しました。UFLPA では、XUAR で全部または一部が採掘、生産、製造された製品、XUAR 政府と協力して強制労働力の募集、輸送、収容、受け入れに関わる事業者が生産する製品、または XUAR から材料を調達する事業者が生産する製品を米国へ輸入することを禁じています。UFLPA の反証を許す推定を覆すには、輸入者は、明確かつ説得力のある証拠を提示し、製品が強制労働の使用によって生産されたものではないことを立証しなければなりません。また UFLPA は、XUAR での強制労働

に關与している、責任者の立場にある、または推進していると判断された人物に対する制裁を承認しています。米国税関国境保護局（CBP）は、サプライチェーン内での強制労働に關連して違反商品保留命令（WRO）を出すことを許可されています。

UFLPA に加えて、米国財務省外国資産管理局（OFAC）は、中国の少数民族と宗教的少数派、主に XUAR の少数派の生体認証監視、追跡、および顔認識を積極的に支援しているその他の事業体を「中国軍産複合体企業」（CMIC）に指定し、「非 SDN 中国軍産複合体企業」リスト（NS-CMIC リスト）に追加しました。NS-CMIC リストに掲載された CMIC が発行する上場有価証券の特定の取引に、米国人が關与することは禁じられています。OFAC はこれまでもグローバルマグニツキーの制裁法に基づいて、XUAR の少数民族に対する人権侵害に關与した個人と事業体を指定していました。

さらに、米国商務省産業安全保障局（BIS）は、別の外国組織を新たに「エンティティリスト」に追加する最終規則を発行しました。このエンティティリストでは、米国の国家安全保障または外交政策の利益に反する活動に關与している事業体が特定されており、XUAR での人権侵害および強制労働もこの活動に含まれます。エンティティリストに掲載される事業体には、輸出管理規則の他の部分で述べられている要件を補足するライセンス要件と方針が適用され、新たに追加された事業体への輸出、再輸出、または国内移動に關するライセンス要件の例外はありません。

2021 年 7 月に米国國務省、財務省、商務省、国土安全保障省が共同で発行し、後日更新された新疆ウイグル自治区サプライチェーンアドバイザーでは、XUAR とつながりがあるサプライチェーン、ベンチャー企業または投資から撤退しない企業や個人が直面するであろうリスクについて説明しています。

FOTL のサプライヤーが XUAR で商品または材料（綿および綿を含む糸や生地が含まれるが、これらに限定されない）を生産、製造すること、または XUAR から当該商品または材料を調達することも、別の方法で NS-CMIC リストに指定されている CMIC、BIS エンティティリストに指定されている事業体、またはそれらの子会社の活動を直接または間接的に支援することも禁じられています。前述の文書の提出を求められた場合は、FOTL の独自の裁量により満足のいく証拠を提示しなければなりません。中国と取引を行う FOTL のサプライヤーは、新しい制約事項を定期的に確認し、各社のポリシーや手続きが現行の経済制裁、輸出入要件に適合していることを見直す必要があります。

コンプライアンス・アセスメント

工場および下請け業者は、行動規範の各要点のコンプライアンス監査を受ける必要があります。監査は、法律の専門家であり、現地の言語や文化の知識を持つ第三者監査会社の監査人によって実施されます。



実施前のアセスメントに対する迅速な支払いは、サプライヤーまたはライセンシーの責任です。 なお、FOTL は、当社の費用で抜き打ちアセスメントをスケジュールする権利を有します。

最初の発注を受ける前に、工場および下請け業者は評価を受け、FOTL のコーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ (CSR) 部門から書面で承認を得る必要があります。 発注を継続するには年次監査が必要であり、要請があればソーシャル・コンプライアンスのアセスメント書類をすべて提出していただく必要があります。 サプライヤーはまた、CAP で特定されたアセスメントの結果を是正する責任があります。 当社では、当社の「行動規範」または現地の法律（従業員にとってより高レベルのメリットを提供する方）の遵守に向けて、サプライヤーが努力することを求めます。

FOTL は、世界の労働条件を改善するために取り組む産業界、市民社会、大学の努力を結集した組織、米国公正労働協会の認定参加企業です。当社のビジネスパートナーに受けていただく独立アセスメントは、この参加の構成要素です。FLA の持続可能なコンプライアンス・イニシアチブ (Sustainable Compliance Initiative。以下、SCI) の手法は、マネジメント・システム・アプローチに準じており、標準的なソーシャル・コンプライアンス・アセスメントよりも実質的で、協議や対話を重視しています。FLA はまた、SCI の範囲内で比較データの収集、整理、およびベンチマーク設定を行います。 サプライヤーは SCI のアセスメントを進んで受け入れなければならない、サプライヤーは SCI アセスメントでの指摘事項を改善する責任があります。 SCI アセスメントは、自社所有の工場とサプライヤーの工場のみ実施されます。 SCI アセスメントの際には事前通知を行います。

工場の安全性：バングラデシュ



バングラデシュで操業中の工場は、Fruit of the Loom の全面的な連携および協力のもとに、Nirapon または RMG サステナビリティカウンシル (「RSC」) 加盟要件を満たす必要があります。

当社のサステナビリティ計画、「Fruitful Futures」では、透明性のあるサプライチェーンから持続可能な方法で調達するための当社の取り組みが示されています。2025 年までに、当社のサプライチェーンの 100%を原材料とマッピングする意向です。これは、CBP が課す要件に関連する重要なステップであり、また、当社製品がどこで生産され、どのような生産条件が守られているかを理解するために当社が取り組んでいる活動における重要なステップでもあります。



操業中の全工場は、サプライチェーン全体を対象とする FOTL アンケートに回答する必要があります。サプライチェーンには、最終工程の工場から、装飾品を含む原材料（アパレル商品の縫い糸やゴム、ハードグッズのナット、ボルト、プラスチック、ゴム、レザーなど）のサプライヤーまで含まれます。サプライチェーンの段階にかかわらず、宣誓供述書とその他のビジネス文書（請求書、発注書、領収書、輸送書類、生産報告書など）の提出を求められる可能性があります。こうした書類の提出を要請された場合、20 日以内にサプライチェーンの全ビジネスパートナーから入手する必要があります。